地域再生法に基づく固定資産税の優遇制度に係る申請手続（フロー図）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の承認

事業者（申請者）　②承認 ⇦　⇨ ①申請　鹿児島県

事業者（申請者）	鹿屋市
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の承認（上記の②）後	
①対象施設の設置完了	■対象資産（一部制限有） ・家屋 ・償却資産 ・土地 ■業種の指定はなし。
②申請	
・対象施設指定申請書（第１号様式） ・事業概要書　（第２号様式） ・事業所敷地全体の平面図 （家屋の位置と地番を確認できるのもの） ・定款 ・法人登記簿謄本（写し） ・生産工程図 ・工事請負契約書（写し）※工事がある場合 ・売買契約書（写し）※売買がある場合 ・対象資産の領収書等 【補助金を受けた場合】 ・補助金の額が分かる書類（写し） 【土地が該当する場合】 ・地籍図等（写し） 【家屋が該当する場合】 ・対象家屋の平面図 【償却資産が該当する場合】 ・償却資産の配置図	
※提出先	政策推進課産業立地推進室
	③申請書の受理
	④指定にかかる審査
⑤指定書の受領 ← 特別措置適用対象施設指定書（第３号様式）	

事業者（申請者）	鹿屋市

⑥課税の免除申請

期限：対象施設が新たに賦課されることとなる年度の初日の属する年の１月 31 日まで

・固定資産税課税免除申請書（第４号様式）
　※拡充型事業は固定資産税不均一課税申請書（第５号様式）も提出
・所得税、法人税の確定申告書（税務署の受理が分かるページのみ）又は納税証明書（写し）
　※電子申告の場合は、税務署の受理メールの写し
・減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（別表 16）
・特別償却の償却限度額の計算に関する付表
・会社パンフレット

※提出先　税務課

⑦申請書の受理

⑧審査（現地調査含む）

⑨課税の免除の決定

固定資産税課税免除等通知書

⑩通知書の受領

期限：提出事由が発生した日以後 20 日以内

■各　種　届　出

（指定の日から最後の特別措置を受ける日まで）

区　　分	提出書類
対象施設指定関係書類の記載事項に変更があったとき	記載事項変更届（第６号様式）
指定対象施設の事業が承継されたとき	指定対象施設事業承継届（第７号様式）
指定対象施設の事業の廃止又は休止があったとき	指定対象施設事業廃（休）止届（第８号様式）

※提出先　政策推進課産業立地推進室

届 出 書 の 受 理

■その他

指定事業者が次のいずれかに該当したときは、対象施設の指定を取り消し、又は既に行った特別措置を取り消します。

○　適用要件等に該当しなくなったとき。
○　事業の廃止又は休止があったとき。
○　指定時の条件に違反したとき、又は市に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
○　特別措置を行うために必要な報告をしなかったとき。
○　その他事業の施行方法が不適切であると認められるとき。